

有田市健康スポーツ公園防災計画



令和5年1月

有田市

目次

A. 現況把握	2
1. 想定される災害	2
(1) 地震・津波	2
(2) 風水害	3
2. 上位計画	5
(1) 有田市地域防災計画	5
B. 防災計画	9
1. 防災公園としての役割	9
(1) 求められる機能	9
2. 平常時の管理運営	9
(1) 行政管理部局の役割	9
(2) 指定管理者の役割	10
3. 災害時における対応	10
(1) 災害時の応急活動	10
(2) 防災施設として	11

A. 現況把握

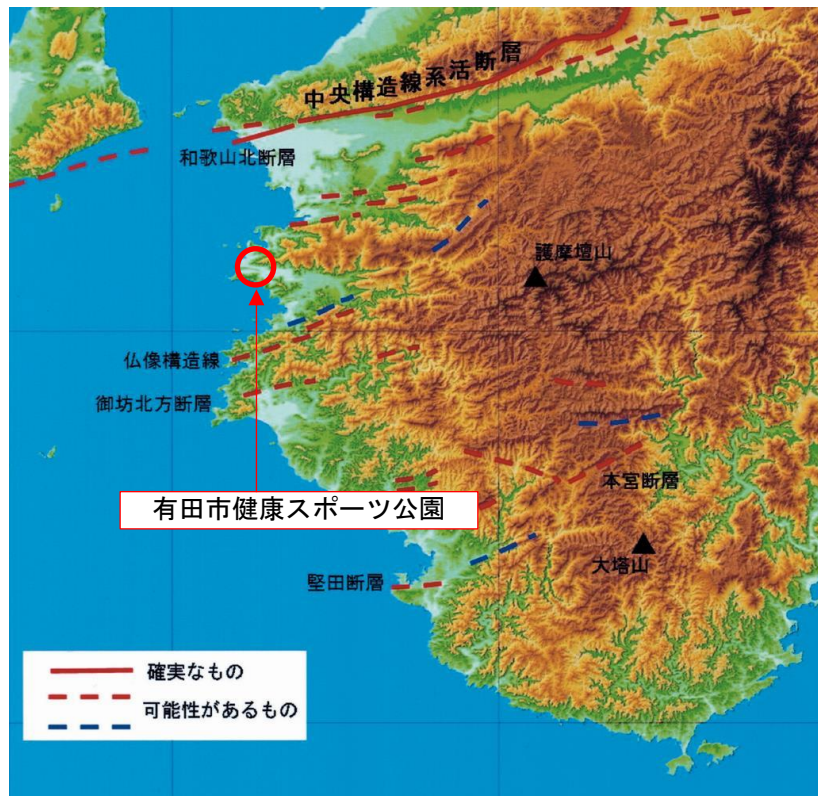
1. 想定される災害

(1) 地震・津波

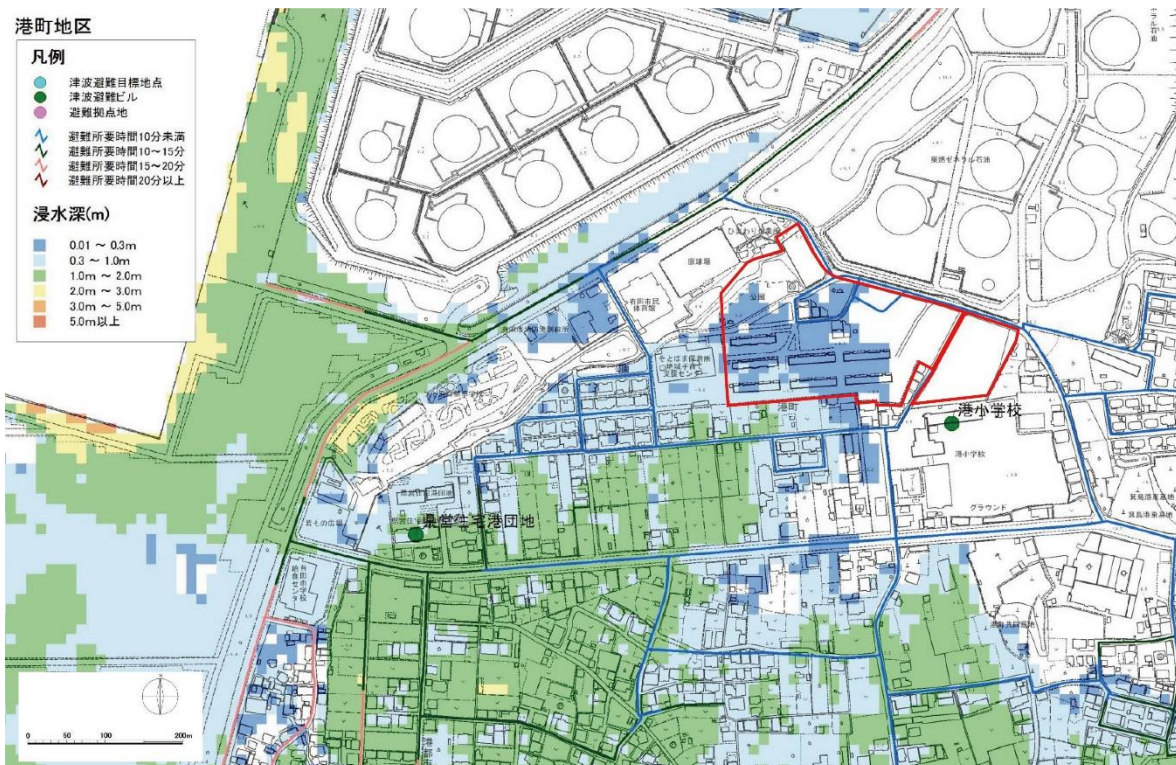
和歌山県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合で発生する地震と陸域の浅い地震である。太平洋側沖合では、南海トラフ沿いでM8.0程度の巨大地震がほぼ90～150年間隔で繰り返し発生してきた。和歌山県では、これらの地震の震源域が内陸の一部まで達するため、強い揺れを感じることが多い。例えば1946年の南海地震(M8.0)では、県内のほぼ全域が震度5程度の揺れを感じた。また、その直後に大きな津波に襲われることが多く、津波の高さは高いところでは10m以上になることもある。

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震は、3つの領域(東海・東南海・南海)において連動して発生する3連動地震と、東海・東南海・南海地震の震源域よりさらに広域(日向灘を含む)の震源域で地震が連動して発生した場合の最大クラスの地震が想定されている。和歌山県は、そのいずれの場合でも、地震動や津波による被害を受けることになる。

県内の主要な活断層は、県北部の和泉山脈の南麓に沿って中央構造線断層帯が東西方向に延びている。中央構造線は地質構造の境界線であって、その全部が活断層ではないが、和歌山県から四国地方にかけての中央構造線は規模の大きな活動度A級の中央構造線断層帯である。県内の主要な活断層はこれだけであるが、この断層帯で発生した地震被害は知られていない。



■津波ハザードマップ



有田市健康スポーツ公園（以下「本公園」という。）用地の大半が津波の影響を受け、0.01m～1.0mの浸水深が想定されている。そのため、施工にあたっては現況地盤を平均約0.8m盛土し浸水を防いでいる。なお、想定以上の浸水が予想される場合には、津波避難ビルである港小学校（来園者の避難場所）に避難する。

(2) 風水害

本市における大雨による災害の多くは、梅雨前線の停滞や台風に伴う集中豪雨型で、昭和28年の7.18水害や昭和51年の台風17号の影響による災害が最も顕著な例である。台風被害が最も大きくなるのは、四国東部から紀伊水道を北上または本市付近に上陸する場合であり、海岸線に面した本市では、気圧の下降に伴う海面上昇とあいまって高潮被害も甚大となっている。昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和36年の第二室戸台風が顕著な例である。



有田水害記念碑

主な災害の履歴	
豪雨	<p>■ 7・18水害（昭和28（1953）年7月18日）</p> <p>本市では、死者・行方不明161名、負傷者2,191名で家屋の全壊1,124戸、半壊355戸、流失438戸の被害</p>
台風	<p>■ 第二室戸台風（昭和36（1961）年9月16日）</p> <p>本市では、最低気圧920hPa、最大風速42m/s（瞬間風速60m/s）を記録し、特にこの台風は、暴風雨が長時間にわたり、その上満潮時と重なったため、沿岸部では高潮と高波による被害が特に大きかった。</p> <p>負傷者42名、家屋の全壊278戸、半壊488戸、流失2戸の被害</p>

※引用：私たちの有田市、有田市地域防災計画、有田市ホームページ

■洪水ハザードマップ



おおむね100年に1度と想定される、有田川流域で2日間雨量407mmが降ったことにより、有田川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションしたものである。本公園用地の南側一帯は0.5m～3m未満の浸水が予想されるが、本公園用地は浸水域に含まれていない。



おおむね1000年に1度と想定される、有田川流域で24時間雨量798mmが降ったことにより、有田川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションしたものである。本公園用地の大部分が0.5m～3.0m未満の浸水が想定されるため、現況地盤を平均で約0.8m盛土し浸水を抑止している。

2. 上位計画

(1) 有田市地域防災計画（令和2年度改正）

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき有田市防災会議が作成する計画であって、本市の地域にかかる災害に対して、市、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

第2編 災害予防計画より抜粋	
第2章 防災まちづくり	<p>■公園の整備 公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは火災時の延焼遮断帯としての機能を有する。このため、既設の公園は、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、夜間照明施設等、防災機能の追加または向上を推進し、防災環境の充実整備を図るとともに、新たに整備する楚都浜公園※については、<u>災害対応トイレ、ソーラー照明、防災パーゴラ等の防災機能を備え、オープンスペースを利用した防災拠点となる防災公園として整備する。</u> ※本公園の都市計画決定における名称</p> <p>■緑化の推進 「緑」の重要な供給源である公園の整備、延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。河川・海岸については、緑地の整備に努めるとともに、幹線道路についても沿道の緑化・保全を推進する。</p>
第8章 建築物の安全 対策	<p>■公共建築物 市及び防災関係機関は、学校等の所管施設について、地震による建築物の倒壊等の被害防止及び軽減を図るため、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、学校、病院等の公共建築物について耐震化を推進する。</p> <p>ア. 公共建築物について、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。</p> <p>イ. 公共建築物の新築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。</p> <p>ウ. 建物の内部での被害防止対策として、書類棚等の転倒や物品の落下防止などの対策を実施する。</p>
第13章 公共施設等の 予防対策	<p>■防災訓練 防災を円滑かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>ア. 災害予報及び警報の伝達</p> <p>イ. 非常招集</p> <p>ウ. 災害時における通信疎通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む）</p> <p>エ. 各種災害対策用機器の操作</p> <p>オ. 大規模地震発生時の災害応急対策</p> <p>カ. 電気通信設備の災害応急復旧</p>

	<p>キ. 消防及び水防 ク. 避難及び救護</p>
<p>17章 避難収容体制 の整備</p>	<p>■避難先・避難所の選定、整備 風水害・土砂災害・地震災害・津波災害等の危険から住民の身を守ることを目的とし、災害時に備えて、平常時から災害に応じた避難場所等を指定しておくとともに、避難場所等の整備を図る。</p> <p>■避難場所等の考え方 【指定緊急避難場所】 災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所で、市が指定するものをいう。</p> <p>【津波時避難目標地点】津波の危険から、緊急的に生命の安全を確保するための避難先をいう。</p> <p>【指定避難所】 災害対策基本法第49条の7～9等に基づき、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市が指定するものをいう。</p> <p>■避難路の選定 指定緊急避難場所や指定避難所等に通じる道路等で、住民避難の安全確保等を図るうえで特に重要な役割を担う主要幹線市道等を避難路として指定する。なお、避難に際しては、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難経路を任意に選ぶものとする。</p> <p>■避難誘導體制の整備 学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。</p> <p>■避難に関する情報の周知 防災マップ、広報紙等を通じて避難に関する情報（避難方法等）の周知強化を図る。</p> <p>■学校等の施設管理者 避難所の施設管理者に対し、あらかじめ避難所設置時の管理・運営への協力及び支援を依頼する。</p>

第3編 風水害等応急対策計画・

第4編 地震・津波災害応急対策計画より抜粋

第3編第4章・
第4編第5章
り災者救助保護
計画

■ 救援物資の受け入れ・集積・配送等

市災害対策本部は、救援物資を受け入れ、集積・配送するための集積・配送拠点を開設する。集積・配送拠点において、被災地のニーズに応じて救援物資を分配したうえで、避難所等へ搬送する。

物資集積場所

No.	名称
1	箕島高校（箕島校舎）
2	マツゲン有田球場

※次回改正において、本公園を指定見込

■ 応急仮設住宅設置

災害のため住家が全壊・全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

応急仮設住宅の建設に当たって次の事項に留意すること。

ア. 敷地は公有地を優先して選定する。ただし、私有地の場合は、所有者と十分協議のうえ選定する。

イ. 敷地は飲料水が得易くかつ保健衛生上好適な場所を選定する。

ウ. 被災者が相当期間居住することになるため、交通・教育・生業の利便等について考慮の上、選定する。

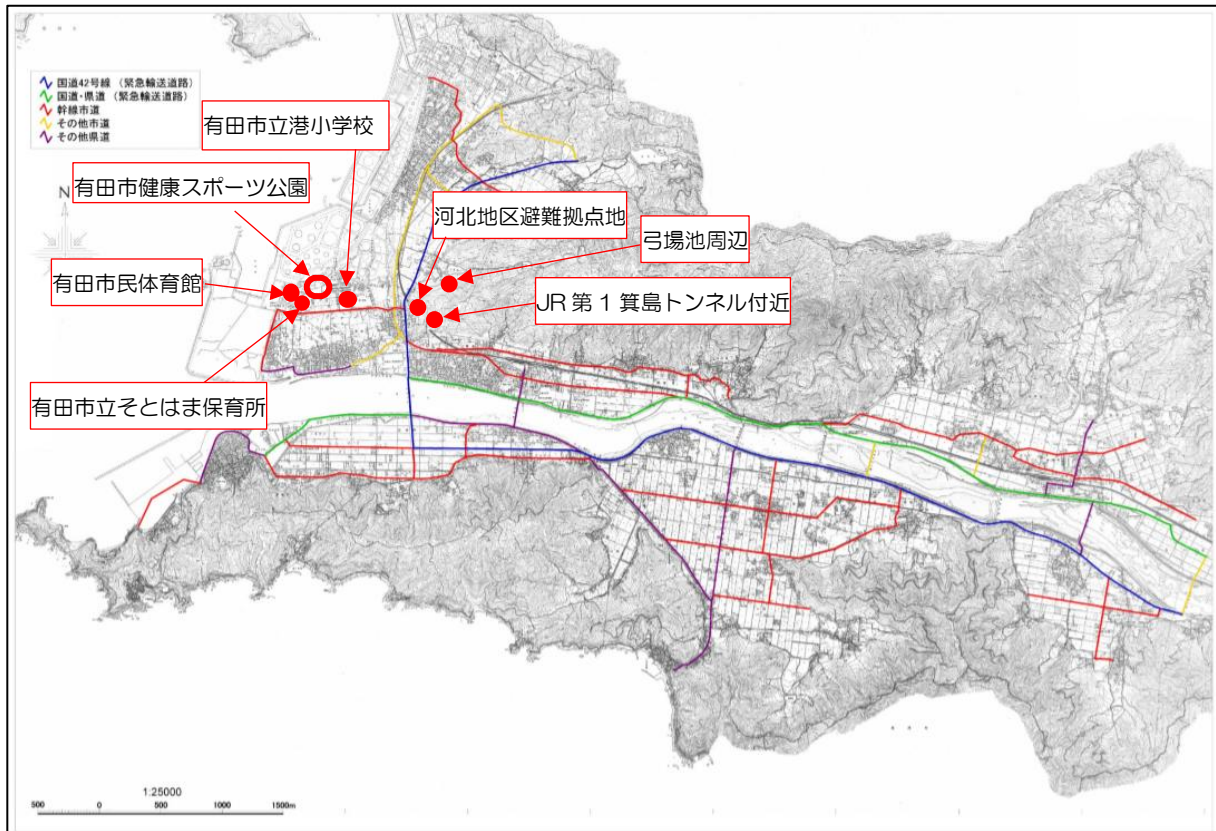
エ. 被災状況に応じてあらかじめ選定した複数の設置場所の中から決定する。

仮設住宅建設予定地一覧

No.	名称
1	糸我小学校グラウンド
2	初島小学校グラウンド
3	港小学校グラウンド
4	箕島小学校グラウンド
5	宮原小学校グラウンド
6	保田小学校グラウンド
7	田鶴小学校グラウンド
8	初島中学校グラウンド
9	箕島中学校グラウンド
10	文成中学校グラウンド
11	保田中学校グラウンド
12	マツゲン有田球場

※次回改正において、本公園を指定見込

■有田市避難路図



■有田市健康スポーツ公園周辺の市指定避難場所等

名称	住所	電話番号	標高 (m)	収容人員 (人)	耐震	区分
有田市立港小学校	港町 261	83-4880	3.5	1100	○	指定避難所 指定緊急避難場所 (津波・地震・風水害)
有田市民体育館	初島町浜 1756-5	83-0109	5.2	380	○	指定避難所
港会館	港町 63-2	82-3590	4.1	100	○	指定避難所
有田市立 そとま保育所	港町 280-32	82-2865	2.0	340	○	指定避難所
河北地区避難拠点地		—	26	—	—	津波時避難目標地点
JR 第 1 箕島トンネル付近		—	15	—	—	津波時避難目標地点
弓場池周辺		—	14	—	—	津波時避難目標地点

B. 防災計画

1. 防災公園としての役割

(1) 求められる機能

防災公園は、災害時に求められる機能を適切に発揮できるよう、求められる機能や位置づけを明確にしておく必要がある。そのため、全ての防災公園が、全ての災害に対する防災機能を備えることが難しいという前提のもと、市全体の防災性を高めることができるよう、他の施設との役割分担を図る。

■設置目的からみた防災公園の役割

役割	火災の延焼又は遅延の防止	爆発による被害の軽減	徒歩帰宅者等への支援の場	一次避難地	最終避難地	避難路	救助活動の場	一時的避難生活の場	復旧・復興活動の拠点	防災に関する知識を学ぶ場
設置目的										
広域防災拠点の機能を有する都市公園				○	○		◎	○	◎	○
地域防災拠点の機能を有する都市公園				○	○		◎	○	◎	○
広域避難地の機能を有する都市公園	○			○	◎		◎	○	◎	○
一次避難地の機能を有する都市公園	○			◎			○	○	○	○
避難路の機能を有する都市公園	○			○		◎				○
石油コンビナート地帯等と一般市街地を遮断する緩衝緑地	○	◎								○
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	○		◎	○						○

◎：特に関連性が大きい ○：関連性が大きい 網掛け部分：楚都浜公園が有する機能

※引用 『国総研資料 第984号 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）』

2. 平常時の管理運営

(1) 行政管理部局の役割

■指定管理者との事前協議

大規模な災害が発生すると、行政機関は災害対応の体制に移行し、公園所管部局も災害管理部局も災害応急活動体制の中であらかじめ定められた分掌業務を行う体制に移行する。その中で、公園管理者は、地域防災計画等に位置付けられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。具体的には、公園利用者の安全確保や被災状況調査及び応急復旧、施設利用の調整等の業務を担うこととなる。そのためには指定管理者との役割分担・連携が必要であるため事前に十分な協議を行う。

■関係機関や地域住民との連携体制を構築

防災公園が災害時に様々な機能を発揮するには、防災関係機関や地域住民との役割分担・連携が不可欠である。そのため、公園管理者、防災関係機関、地域住民からなる組織等を含んだ体制づくりや災害時の施設利用についてのガイドラインを作成する。

■積極的な活用や普及啓発

日頃から地域住民や自主防災組織と協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことが重要である。そのため、本都市公園に設置されている、災害用トイレやかまどベンチを活用した炊き出し訓練等、防災関連施設を活用したイベントを実施し、災害時における防災公園の役割の周知・普及を行う。

(2) 指定管理者の役割

■気象警報や地震発生による施設の閉鎖などについて基準を設定し、防災行動のマニュアル化を図る

■災害時の円滑な利用のための平常時の維持管理

災害時に防災関連施設の機能を十分に発揮させるには、平常時のメンテナンスが重要である。そのため、安全性、機能性の観点から定期的な点検・修繕などを行う。

■防災訓練と行動計画

災害時に、防災活動が円滑かつ迅速に実施されるよう、来園者の避難誘導及び救護、消防及び水防などについて、年1回以上の訓練を実施する。また、行政または地元自治会等が行う防災訓練に協力する。

3. 災害時における対応

(1) 災害時の応急活動

■災害応急体制の確立

大規模地震や津波の発生時には、行政職員や平常時に常駐する指定管理者職員が早期に公園に駆け付けられない事態が想定される。施設の緊急点検や応急復旧、電話で連絡を取れない場合の代替手段、安否確認の方法などを決めておく。

■公園利用者の安全確保

施設の開場時間であれば、災害時に公園利用者を安全な場所に避難誘導する必要がある。また、負傷者がいる場合はその救助を行うなど、人命優先を第一に対応する。避難誘導の際には、地震に伴う二次災害（火災、津波、土砂災害）や水害による危険性などのリスクを踏まえ適切な避難誘導を行う。

(2) 防災施設として

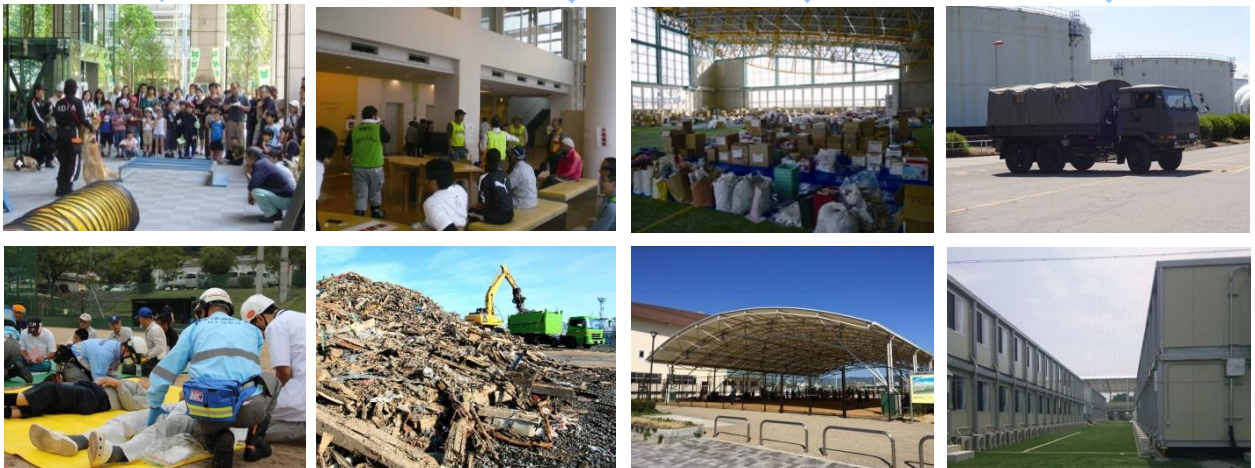
津波による浸水、液状化の危険度が高い場所でもあるため、災害直後は積極的な避難者の受け入れを行わず、施設の被災状況等を確認の上、救助活動、支援物資の集配、避難者の受け入れ等の防災機能を果たすものとする。

■災害時の基本方針

- ①防災機能を備える公園として、火災時には、多目的グラウンドなど十分なオープンスペースが緩衝帯としての役割を果たす。
- ②市民水泳場えみくる ARIDA のプールは、防火用水、生活用水として活用する。
- ③復旧活動の支援として概ね3日以降から、がれき等の仮置き場、復旧活動拠点スペース、コミュニティ・憩いの場、仮設住宅や生活スペースとして提供する。
- ④被災者の生活を支援するため、災害対応トイレ、ソーラー照明、防災シェルター、かまどベンチを活用する。
- ⑤健康増進を目的とした公園であるため、被災者の健康維持を目的に発災以降も遊具広場、健康遊具は被災状況により一部開放する。

■防災機能と対応期間

	発災前	発災～3時間	3時間～3日	3日～1か月	1か月～
段階	予防段階	直後段階	緊急段階	応急段階	復旧・復興段階
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・防災イベント ・防災訓練 ・防災機器点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者の避難誘導 ・火災の延焼の遅延または防止（放水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき等の仮置き場 ・復旧活動拠点スペース（ボランティア、自治会、その他関連機関等の活動拠点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興活動の支援（復旧・復興物資の集配、自衛隊の駐屯、仮設住宅用地） 	



■防災計画図（発災～1カ月）



